

平成 29 年

奈良市議会 8 月臨時会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 31 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 32 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 35 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 36 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 37 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 38 号	市長専決処分の報告について……………	17
奈良市議案第 82 号	財産の取得について……………	19
〃 第 83 号	財産の取得について……………	20

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年6月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年11月22日午前9時30分頃、奈良市敷島町二丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 189,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年6月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年4月22日午前11時頃、奈良市帝塚山一丁目地内において発生した、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 2,230円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年6月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年4月23日午後6時30分頃、奈良市南新町地内において発生した、相手方の普通自動車が、市道の穴ぼこを回避しようとして歩道の縁石に接触し、タイヤ等を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 13,900円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年6月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年5月1日午後0時7分頃、奈良市四条大路四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方工場の壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 116,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年7月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年6月8日午前9時15分頃、奈良市秋篠三和町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 423,360円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年7月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年2月7日午前8時45分頃、奈良市尼辻北町地内において発生した、本市の公用車が相手方の道路の防護柵に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 279,720円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年5月14日午後10時30分頃、奈良市押熊町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 50,000円

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成29年8月17日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2 契約金額 21,759,840円

3 契約の相手方 奈良市大宮町四丁目459番1
奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課
課長 池田 昌浩

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成 29 年 8 月 17 日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
消防ポンプ自動車	CD-I 型消防ポンプ自動車	1 台

2 契約金額 30,996,000 円

3 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社モリタ関西支店
支店長 合田 努